

公有財産の売払いについて

公有財産(旧せとなみ)の売払いについて、次のとおり一般競争入札(せり売り)を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年法律第67号)第234条及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の規定に基づき公告する。

令和8年7月17日

1. 売却物件

物件 番号	名 称	船質	進水年月	総トン数	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
1	旧せとなみ	耐候性高張力鋼	平成14年 11月	87トン	2,500,000	250,000

※予定価格とは、あらかじめ瀬戸内町が定めた最低売払価格をいう。

2. 売却方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する「KSI官公庁オークション」システムを利用したインターネット公有財産売却による入札形式とする。

3. オークション参加申込期間

令和8年7月17日(金)13時から

令和8年8月4日(火)14時まで

4. 入札(入札形式期間)

令和8年8月18日(火)13時から

令和8年8月25日(火) 13時まで

5. 現地説明会を行う場所及び期間

(1)場 所 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋大湊 26-14「せとうち海の駅」前

(2)日 時 令和8年7月30日(木)9時から 11 時 30 分まで

【現地説明会申し込み】

令和8年7月28日(火)午後5時まで総務企画課財産・契約管理係にFAX(ファクシミリ)または、郵送(必着)で氏名(会社にあつては会社名及び担当者名)、参加人数、連絡先を記入の上お申し込み下さい。

(FAX の場合)0997-72-1120

(郵送の場合)〒894-1592

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津23番地

瀬戸内町役場総務企画課財産・契約管理係(公有財産売却担当者)

6. 入札参加申込書の受付

入札参加希望者は、KSI官公庁オークションサイトにおいて参加仮申込みを行った後、本町が指定する必要書類を提出すること。

- (1) 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書
- (2) 受付確認表
- (3) 個人の場合は、本人確認ができる書類の写し(運転免許証・保険証・パスポート等)
- (4) 法人の場合は、商業登記簿本(原本)
- (5) 入札者の印鑑登録証明書(原本)

【代理人により入札に参加する場合】

- (6) 委任状
- (7) 代理人の印鑑登録証明書(原本)
- (8) 法人の場合は、代理人の商業登記簿本(原本)
- (9) 簿本・証明書に関しては、発行後3ヶ月以内のものに限ります。
- (10) 上記(1)～(8)の書類のほか、場合によってはその他必要な書類を求めることがあります。

【受付期間】 令和8年7月17日(金)13時から令和8年8月4日(火)14時まで(必着)

【受付時間】 午前9時から午後5時まで(但し、開始日と終了日は除く)

【受付場所】 瀬戸内町役場 総務企画課 財産・契約管理係

7. 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることのできない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものでないこと。また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (3) 日本語を完全に理解できること。
- (4) 公有財産の買受について一定資格、その他条件を必要とする場合でこれらの資格を有していること。
- (5) その他町長が不適切と認める者

8. 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札保証金として入札予定価格の100分の10以上の金額を指定された納付方法により入札に参加しようとする者名義で納付しなければならない。なお、入札保証金納入に要する経費(振込手数料)は入札に参加しようとする者の負担とする。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後返還する。また、落札者が契約を締結しない場合は返還する。
- (4) 落札者が、瀬戸内町の定める契約締結後期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は瀬戸内町に帰属する。

9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 虚偽の申込みにより参加資格を得た者の入札
- (3) 所定の入札保証金納付しない者のした入札
- (4) KSI官公庁オークションガイドラインに違反した入札
- (5) 不正な手段により行った入札
- (6) 明らかに談合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

10. 落札者の決定

入札価格が、町の予定価格以上で、かつ最高価格による入札者を落札者とする。

11. 契約締結

落札者は、町が指定する期限までに売買契約を締結しなければならない。

期限までに契約を締結しない場合は、落札を無効とし、入札保証金は町に帰属する。

12. 売払代金の納入

- (1) 契約締結した者は、令和8年9月8日(火)午後2時30分までに、瀬戸内町が交付する納入通知書又は瀬戸内町の指定する口座への銀行振込により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。
- (2) 契約を締結した者は、申出により既に納付した契約保証金を売払代金の一部に充当することができる。この場合において売払代金と既に納付された契約保証金の差額を前項に定める期日までに、瀬戸内町が交付する納入通知書又は瀬戸内町の指定する口座への銀行振込により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

13. その他

- (1) この船舶を、操縦・航行するに当たっての必要な資格等は、航行する区域、船舶の用途等によって異なります。詳しくは運輸局等にお問合せ下さい。
- (2) 売却財産は、経年変化、キズ、不具合箇所が存在することを十分理解した上で入札してください。詳細については、現地説明会時にご確認下さい。
- (3) 権利移転に伴う費用(移転登記、船舶の変更登録及び船舶国籍証書の書換等)はすべて落札者の負担となります。
- (4) 船舶の引渡しは、鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋大湊 26-14「せとうち海の駅」前で行います。
- (5) 船舶等として使用する場合は、すべて買受人の責任で行うものとし、船名を変更し、瀬戸内町の徽章(マーク)等の取り外しを行ってください。
- (6) 入札及び契約に関する事務を担当する課局の名称及び所在地等

名 称	瀬戸内町役場 総務企画課 財産・契約管理係
郵便番号	894-1592
住 所	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋字船津23番地
電話番号	0997-72-1111